

大規模講義におけるアクティブ・ラーニング

—— 1年次導入専門科目（裁判法）での実践例を素材として

小原 将照（南山大学）

アクティブ・ラーニング（AL）について、中央教育審議会が平成24年8月28日に出した答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の中で、「学生にある物事を行わせ、行っている物事について考えさせること」と定義し、その一般的特徴を6つ挙げている。

この答申を受ける形で、大学では、授業内でのグループ・ディスカッション（GD）、ディベート（Deb）、グループ・ワーク（GW）に力を入れ、それは法学部、法律系学部でも何ら変わることはなかった。主に演習（ゼミ）において、GD、Deb、GWが積極的に取り入れられるようになり、ALを導入している科目の中心となっている。また、一部では、100名以下の小規模な講義科目、あるいは200名以上の大規模講義においてもALを導入しているとの報告等も散見される。

しかし、そのような実践の詳細を紐解くと、演習においても、4～5名単位の少人数に細分化した上でGD、Deb、GWを実施している場合が多く、10～20名の参加者全員が参加する形で実質的にALが成立する例はほとんど見られないのではなかろうか。また、小規模あるいは大規模の講義においても、ALの実践例は、4～5名単位の細分化し実践することが多いであろう。事実、一般的なALの指南書においても示されている方法である。その意味では、小規模講義あるいは大規模講義において、全員が参加する形でのALの実践方法については、いまだ「暗中模索」という言葉があてはまる状況にあるといえよう。

そのような状況にあるものの、大規模講義において1つのテーマについて、全員が参加する形でのGDを実践している例を挙げることができる。ハーバード大学のマイケル・サンデル教授の政治哲学の講義である『ハーバード白熱教室』としてNHKで放送されたことから内容を知っている人も多いであろう。この講義を教育方法の視点から分析すると、最初にあげた答申で示されている一般的特徴を複数備えていることが分かった。

そこで、この『ハーバード白熱教室』を分析してえられた教育方法を、司法制度・手続法分野を中心とする法学部1年次導入専門科目として「裁判法」を2015年度より開設し、そこで実践することとした。様々なマイナーチェンジを繰り返し今日に至っており、一定の成果とALに対する分析を進めることができたと考えている。

本報告では、その実践方法を紹介するとともに、実践から得られた反省点・課題についても提供することで、法学部の大規模講義におけるALのあり方について1つの素材を提供することを試みる。